

発議第2号

生活保護基準を引き下げないよう求める意見書について

生活保護基準を引き下げないよう求める意見書について別紙のとおり提出する。

平成25年2月8日提出

提出者 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員 井上 けんじ

提案理由

地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する必要があるので提案する。

## 生活保護基準を引き下げないように求める意見書

政府における来年度予算案の編成と国会への提出、そしてこれから国会においてその審議が行われる時期となってきた。政府においては、社会保障の最後の砦である生活保護の保護基準を引き下げる意向だと伝えられているが、これは軽々に実施すべきではない。周知の通り、生活保護基準は、最低賃金や課税最低限等とも連動し、各種施策の減免等の基準や目安になるなど、国民生活を支える、文字通りナショナルミニマムの役割を果たしている。これが引き下げられることになると、国民生活の他の多くの分野にも多大な悪影響が及ぶことは必至である。基準引き下げにより生活保護制度から排除された高齢者が後期高齢者医療保険に加入してこられた場合には広域連合にも境界層被保険者が増え、その運営にも有形無形の影響が及ぶことをはじめ、基準の引き下げは、我が広域連合議会にとっても決して他人事ではない。むしろ、社会保障を構成する関連制度として互いに影響もし合うことになる。

そもそも生活保護受給者が増加しているのは、非正規労働者の増加や低年金の蔓延など、雇用・社会保障制度の不備が要因となっているものであり、むしろこの点での改善こそが、現在、焦眉の課題になっていると言わなければならない。保護費引き下げは全体として社会保障各種水準の低下に繋がり、貧困と社会的格差の拡大に連動する、本末転倒の政策と言うべきである。

よって政府と国会におかれては、保護基準引き下げの方針を速やかに撤回または否決されるよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。